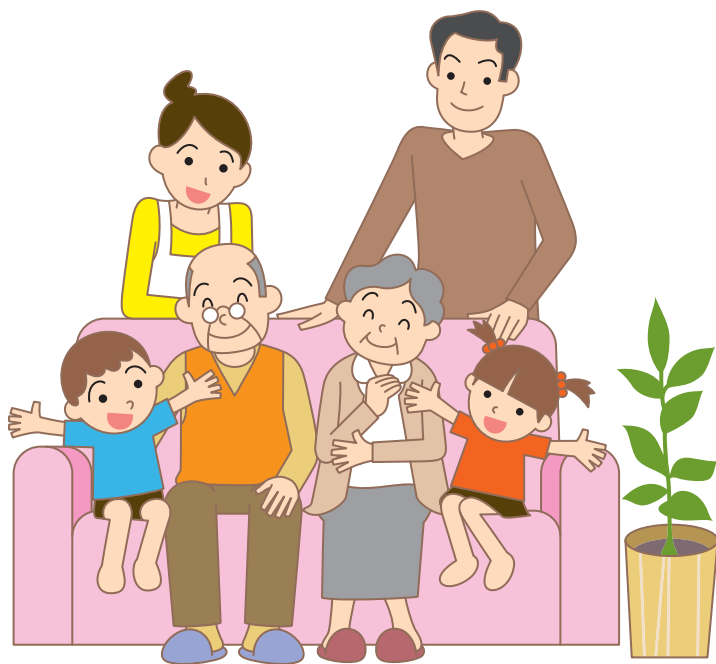


がん患者さんのための

# 医療・福祉制度 活用ガイド

～医療費・生活費・就労編～



北海道大学病院 がん相談支援室

平成22年12月

---

## はじめに

---

このパンフレットは、がんにかかった方が医療機関を受診される時、または生活をしていくうえで、経済的負担を軽くするために利用できる制度の概要についてご紹介しています。このパンフレットを手にする方が制度を上手に利用されることで、少しでも快適な療養生活を送っていただくことを願っております。

\*より詳しく制度の内容について知りたいとき、あるいは制度の利用にあたってわからないことがあれば、各制度の窓口にご相談ください。

---

## もくじ

---

● 医療費のしくみ	
1. 病気になると、どんなお金がかかるの？	1
2. 医療費のしくみ	2
● 医療費が高額になったとき	
3. 高額療養費制度について	4
医療費の立て替え払いがむずかしいとき	7
4. 医療費控除について	8
● 収入の保障を受けたいとき	
5. 障害年金について	11
6. 生活福祉資金貸付制度（について（療養費・生活費の貸付）	14
● 仕事を休職・退職するとき	
7. 傷病手当金について（休職中の所得保障）	15
8. 失業手当について（退職後の所得保障）	17
9. 退職後の医療保険の選択	19
● がん相談支援室のご案内	
10. がん相談支援室について	20

# 1. 病気になると、どんなお金がかかるの？

## 直接治療にかかるお金



血液検査、CT、レントゲン、  
エコーなどの検査や生検の費用



診察費用



手術費用



入院費用



くすり代



抗がん剤などの点滴

## その他にかかるお金



通院のための交通費や  
ガソリン代



入院時の  
日用品や寝衣代



診断書や  
生命保険会社への証明書



入院時の  
食事代・個室代  
(差額ベッド代)

## 2. 医療費のしくみ

### ●●● 病院でかかる医療費 ●●●

がんの診療の多くは、**保険診療**(健康保険が適用される診療)で行われます。

#### 健康保険が適応される治療を受けた場合(保険診療)

保険診療の場合、医療費は**全国共通の基準(診療点数、診療報酬)**が設けられており、基本的にはどこで治療を受けても同じ金額になります。検査、治療、くすりの種類ごとに点数が決められており、その合計が医療費となります。

#### ●入院した場合・・・

医療費のほかに、食事代1食260円(所得によって減免される場合あり)がかかります。個室を希望される場合には差額ベッド代がかかる場合もあります。

#### 健康保険が適応されない治療を受けた場合(自由診療)

下記の治療は保険適外となります。治療費が高額になる可能性が高いので、治療を受ける前に、どのくらい費用がかかるのかを確認しておくといでしょう。

- 日本で未承認の新薬を使う場合や先進医療を受ける場合  
→費用については、主治医にご確認ください。
- 免疫療法を受ける場合 など  
→費用については、実施している医療機関にご確認ください。



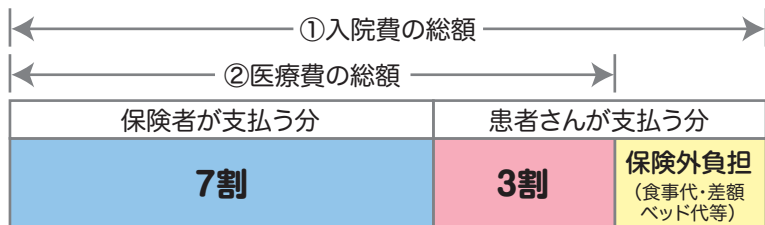
#### 先進医療について

- ◆厚生労働省が特に将来性があると承認した医療行為(最新の先進技術)のことを、「**先進医療**」といいます。
- ◆日本では保険診療と自由診療を合わせて行う「混合診療」は禁止されていますが、先進医療という制度では、通常の検査、くすり、入院などは保険診療で行い、先進技術の費用を自由診療にすることが認められています。

## ●●● 実際に支払う額 ●●●

例えば、保険の自己負担割合が3割の方で、入院費の総額(①)が50万円かかったとして考えてみます。

医療費の総額(②)が40万円、保険外の負担(食事負担、差額ベッド代など)の総額が10万円だとします。この場合、医療費の総額のうちの3割分(12万円)を患者さんが医療機関に支払い、残りの7割分(28万円)は保険者から医療機関に支払われます。



入院して実際に患者さんが支払う額は、の3割負担分12万円と、の保険外負担分10万円の、合計22万円になります。

## ●●● 医療費はいつ支払う? ●●●

### 外来通院しているとき

受診した日に、当日かかった医療費をお支払いください。

### 入院しているとき

- 1ヶ月(1日～末日)分の医療費を月末にまとめて計算します。翌月、お手元に請求書が届いてからお支払いください。
- 月の途中で退院する場合には、退院時に未精算分の医療費全額をお支払いください。

## 💡 支払い方法について

- 1階外来ホールの自動精算機(現金・クレジットカード)をご利用ください。
- お支払いに関するご相談・お問い合わせ: 医事課収入係(1階⑫番窓口)  
直通TEL 011-706-5643

### 3. 高額療養費制度

1ヶ月間に医療機関を受診した際の医療費の合計が一定の限度額を超えた場合、その超えた額が各健康保険から払い戻されます。

**\*医療費が高額になった場合に、医療費の負担を軽くするための制度です。**

#### ●●● 高額療養費の計算方法 ●●●

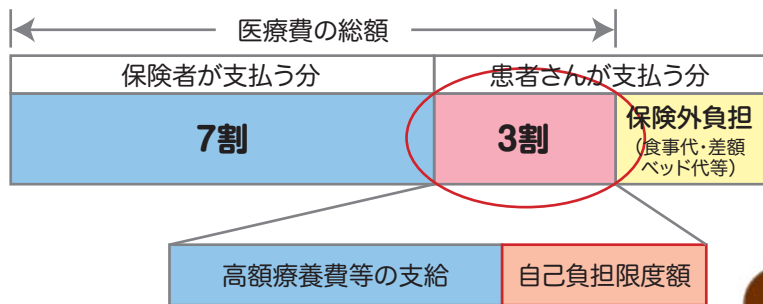
高額療養費の対象となる医療費は、次のように計算します。

- ① 1ヶ月間(1日～末日)に受診した際の医療費が対象
- ② 同じ医療機関(歯科は別計算)で支払った医療費が対象
- ③ 外来・入院は別に計算する
- ④ 保険適応外の医療費は高額療養費制度の対象外  
\*入院中の食事代、差額ベッド代、診断書料などは対象外です。

#### □メモ

- ◆条件によっては、複数の医療機関での支払いや世帯内の複数の方の医療費、介護保険の利用料(自己負担分)を合算することができます。  
→詳しくは保険証に記載のある「保険者」までお問い合わせください。

#### ●●● 高額療養費のしくみ(3割負担の場合) ●●●



保険適用の治療で自己負担した金額が対象なんです。



## 自己負担限度額

自己負担限度額は、年齢や所得によって次のように算出されます。

※ 医療制度の改正に伴い、表内の金額に変更が生じることがあります。ご注意ください。

### ▶ 70歳未満の方の場合

(平成22年12月現在)

区分	自己負担限度額	多数該当※2
一般 (下記以外の方)	80,100円+ $\alpha$ ※1	【44,400円】
市民税非課税者	35,400円	【24,600円】
上位所得者 (月収53万円以上の方)	150,000円+ $\alpha$ ※1	【83,400円】

### ▶ 70歳以上の方の場合

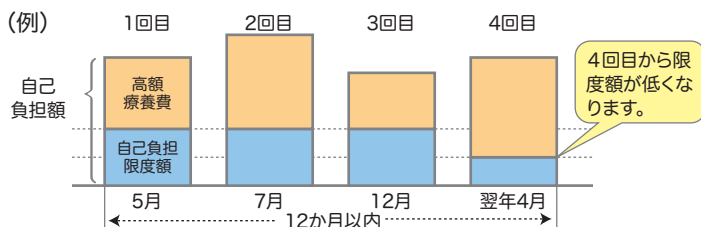
(平成22年12月現在)

区分	自己負担限度額		
	外来	入院	多数該当※2
一般 (下記以外の方)	12,000円	44,400円	—
市民税非課税者I	8,000円	15,000円	—
市民税非課税者II	8,000円	24,600円	—
現役並み所得者 (単身者)年収約383万円以上 (夫婦)年収約520万円以上	44,400円	80,100円+ $\alpha$ ※1	【44,400円】

※1  $\alpha$ の金額は医療費総額と所得区分によって異なります。詳しくは保険者までご確認ください。

※2 「多数該当」とは…

直近12ヶ月以内に3回高額療養費に該当した場合、4回目からは自己負担限度額が【 】内の金額に引き下げられます。



## ●●● 高額療養費制度(限度額適用認定証)の手続き方法 ●●●

年齢や所得状況によって手続き方法が異なります。

### 外来通院の場合

事前に手続きをすることで、会計窓口での支払いは自己負担限度額までとなります(平成24年4月1日から)。抗がん剤治療・放射線治療などを予定している方は治療費が高額になることが予測されるため、手続きをおすすめします。

#### ◆ 70歳未満の方

- ①治療をすることが決まったら、「限度額適用認定証」を保険者(保険証に記載されています)に申請し、交付を受けます。
- ②病院の窓口で保険証を提示する際(その月の初回受診時)に、認定証もあわせて提示します。
- ③毎回の受診後に、会計窓口で自己負担分の医療費を支払います。お支払いいただくのは限度額に達するまでの金額になります。限度額については、P.5をご覧ください。



#### 月の初回受診時に認定証を提示できなかったときは？

- ・その月は認定証が適用されず、いったん医療費の自己負担分(1～3割負担分)を全額支払っていただくこととなります。限度額を超えて支払った費用の払い戻し手続きについては、P.7下段をご参照ください。
- ・翌月の初回受診時に認定証をご提示いただければ、翌月からは会計窓口での支払いが限度額までとなります。

#### ◆ 70歳以上の方

手続きは必要ありません。ただし、市民税非課税世帯に限り、70歳未満の方と同様の手続きが必要です。交付された認定証を病院の窓口で提示していただくと、自己負担限度額が減額されます。

#### 《申請先》

**国民健康保険、後期高齢者医療** お住まいの市区町村役場の保険年金課

**社会保険** 保険証に記載されている保険者

\*手続きの際には、**保険証と印鑑**が必要です。



## 入院の場合

事前に手続きを取ることで、会計窓口での支払いは自己負担限度額までで済みます。ただし、年齢によって手続き方法が異なります。

### ◆ 70歳未満の方

- ①入院前に、「**限度額適用認定証**」を保険者（保険証に記載されています）に申請し、交付を受けます。
- ②入院時に、病院の窓口**に認定証を提示**します。
- ③毎月の支払い時、もしくは退院時の支払い時に、自己負担限度額までの医療費を支払います。

※入院月内に限度額適用認定証の提示がない場合はいったん全額を支払う必要があります。

### ◆ 70歳以上の方

手続きは必要ありません。ただし、市民税非課税世帯に限り、保険者に申請し交付された認定証を病院の窓口**に提示**すると、自己負担限度額と食事代が減額されます。

#### 《申請先》

**国民健康保険、後期高齢者医療** お住まいの市区町村役場の保険年金課  
**社会保険** 保険証に記載されている保険者

\*手続きの際には、**保険証と印鑑**が必要です。

## ●●● 高額療養費制度（払い戻し）の手続き方法 ●●●

限度額適用認定証の手続きが間に合わず、会計窓口で医療費の自己負担分全額をいったん支払った場合には、後日保険者から限度額を超えて支払った部分の費用の払い戻しを受けることになります。医療費が高額で自己負担全額の立て替え払いがむずかしいときには、利用できる制度がないかを保険者にお問い合わせください。

#### 《申請先》

**国民健康保険、後期高齢者医療** お住まいの市区町村役場の保険年金課  
**社会保険** 保険証に記載されている保険者

#### 《必要書類》

- ◆ 病院で支払った領収書
- ◆ 保険証
- ◆ 印鑑
- ◆ 振り込み口座のわかるもの

※医療機関にかかった翌月以降に申請してください。

※申請から払い戻しまで、およそ3ヶ月かかります。

※病院窓口では申請できません。

## 4. 医療費控除

本人または家族(生計を一にする親族)が、1年間(1月1日～12月31日)に10万円を超える医療費を支払った場合に、確定申告をすることで税金が戻る制度です。

**\*介護保険で利用したサービスの費用も併せて申告できます。**

### 手続きのための準備

#### 1. 医療費や薬代の領収書・レシートの保管

医療費控除を受けるためには、原則として**領収書の添付が必要です**。

日頃から、病院にかかったときの領収書を保管しておきましょう。



- 領収書を分類しておくとう便利です。  
例)「治療を受けた人」別、「病院・薬局」別など
- 領収書を紛失した場合には、北大病院では有料で領収額証明書を作成しています。

#### 2. 医療費の明細書(内訳書)の作成

- ◆ 申請の際、支払明細書を作成し、申告書に添えて提出することになります。  
→ 税務署にある「医療費の明細書」を利用すると便利です。
- ◆ 通院のために利用する電車やバスの運賃は、医療費控除の対象となります。  
領収書が発行されないで、「医療費の明細書」に記載する必要があります。

### 医療費控除の計算方法

- ① まず、その年(1月1日～12月31日)に同一世帯で支払った医療費から、「**保険金等で補てんされる金額**」を差し引きます。
- ② ①からさらに、**総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない方**の金額を差し引いた額が、**医療費控除額**となります。

$$\textcircled{1} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{その年に支払った} \\ \text{医療費の自己負担金} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金等で} \\ \text{補てんされる金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{A} \\ \hline \end{array}$$

$$\textcircled{2} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{10万円または総所得の5\%} \\ \text{どちらか少ない方} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費控除額} \\ \text{(200万円まで)} \\ \hline \end{array}$$

※ 医療費控除は、**最高限度額が200万円**と定められています。



「保険金等で補てんされる金額」に該当するものとは…？

### ■健康保険から支給されるもの

- ①出産育児一時金 ②配偶者育児一時金 ③療養費 ④家族療養費  
⑤移送費 ⑥家族移送費 ⑦高額療養費

### ■生命保険会社または損害保険会社から支払われるもの

- ①障害費用保険金 ②医療費保険金 ③入院保険金

### ■医療費の補てんを目的として支払われるもの

- ①損害賠償金

### 申請窓口

◆ 相談・申請窓口：居住地を管轄する税務署

◆ 申請時期：年明け後からは、いつでも申請できます。

\* 所得税の確定申告時期は、毎年2月16日～3月15日の1ヶ月間ですが、税金を返してもらう還付申告は、翌年1月1日以降（窓口申告の場合は営業日から）であればいつでも申告できることになっています。

### 申請に必要なもの

◆ 「確定申告書」・「医療費の明細書」（税務署にあります）

\* 支払った医療費の内訳を記載する必要があります。

◆ 医療費の領収書、レシート（原本）

\* バス代・電車代など領収書やレシートのないものは、医療費の明細書に記載すれば大丈夫です。

◆ 医療費を補てんするものの書類

\* 高額療養費還付金、生命保険の入院給付金、出産育児一時金などがある場合には、その分が医療費から差し引かれるため、金額のわかるものが必要です。

◆ 給与所得の源泉徴収票（原本）

◆ 銀行口座番号（申告者本人の名義のもの）

\* 還付金振り込み用の銀行口座番号です。

◆ 印鑑

国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp> をご覧ください！

- 「確定申告書」・「医療費の明細書」をダウンロードすることができます。
- タックスアンサーや税について、詳しい情報を見ることができます。



## 医療費控除の対象となるもの・ならないもの

対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師・歯科医師による診療・治療代</li> <li>● 治療や療養のための医薬品の購入費</li> <li>● バスや電車を利用した場合の通院費</li> <li>● 病状的に急を要する場合に病院に運ばれる費用</li> <li>● 診療を受けるために直接必要な費用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時の食事代、治療に必要な差額ベッド代</li> <li>・医療用器具の購入代やレンタル料（ストーマ装具・松葉杖・治療用眼鏡・義足・義歯など）</li> </ul> </li> <li>● 介護保険制度のもとで提供される費用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービスの自己負担額</li> <li>・指定介護老人福祉施設サービス対価の2分の1（特養ホーム・老健施設などの入所費）</li> </ul> </li> <li>● 保健師・看護師・准看護師による療養上の世話代（家政婦の付添いも含む）</li> <li>● 治療のためのあんま・マッサージ・指圧師・はり師・灸師・柔道整復師による施術</li> <li>● おむつ代（主治医記載の「おむつ使用証明書」が必要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人間ドック、健康診断の費用               <ul style="list-style-type: none"> <li>* 病気が発見され、治療が始まった場合は対象となる。</li> </ul> </li> <li>● 健康増進、疾病予防のための医薬品の購入（栄養ドリンク、ビタミン剤、サプリメントなど）</li> <li>● 治療による脱毛でかつらを購入またはレンタルした場合の費用</li> <li>● 自家用車で通院した場合のガソリン代・駐車場代・有料道路代</li> <li>● 病状的に緊急でない場合のタクシー代</li> <li>● 診断書の作成費用</li> <li>● 遠視や近視の矯正のための眼鏡・コンタクトレンズなどの費用</li> <li>● 予防接種の費用</li> <li>● 医師に対する謝礼金</li> </ul>



## 医療費控除のポイント

- **ポイント1**  
その年の1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費が対象となります。  
※12月に受診しても、支払いが翌年の1月の場合は、その年の対象にはなりません。
- **ポイント2**  
生計を一にしている配偶者や親族が対象となります。  
※扶養の有無や、同居の有無は問われません。
- **ポイント3**  
所得が少ない場合は、支払った医療費が10万円未満でも、医療費控除が受けられる場合があります。
- **ポイント4**  
医療費控除は、勤務先での年末調整では行えないため、確定申告が必要です。
- **ポイント5**  
申告を忘れていた場合は、過去5年間分さかのぼって申告することができます。

## 5. 障害年金

公的年金に加入している65歳未満の方が、病気やけがによって一定の障がい状態になり、日常生活や就労に支障が出たときに支給される年金です。

支給された年金は、生活費や医療費の補助として活用できます。

### どんな病気やケガで支給されるの？

- ◆ 眼や耳、言語が不自由な方  
例) 喉頭摘出の手術を受けて言語が不自由になった方 など
- ◆ 手足に障がいのある方
- ◆ 心臓、腎臓、肝臓や呼吸器疾患のある方
- ◆ 精神障がいのある方
- ◆ 血液疾患やがんにかかっている方

- 障害年金が支給されるかどうかは、申請をして審査を経てから決定します!!
- 支給額や詳しい手続き方法については、次のページにある申請・相談窓口にお問い合わせください。

### 支給を受ける条件

次のすべての条件を満たすことが必要です。

1. 公的年金に加入中に、障がいの原因となった病気やケガを負った。
2. 保険料を一定期間納めている。  
\*保険料が免除されている場合を含みます。
3. 上記「1」の初診日から1年6ヶ月が経過した時点で、国の定める障害等級に該当している。  
\*身体障害者手帳の等級とは異なり、別途手続きが必要です。  
\*加入している年金の種類によって、障害等級の設定が異なります。  
⇒ 障害基礎年金(国民年金): 1~2級、障害厚生年金など: 1~3級対象  
\*初診日から1年6ヶ月時点では障害等級に該当しない方でも、その後障害等級に該当するようになった場合には、障害年金が受給できる可能性があります。



#### 一口メモ

- ◆ 次の状態の方は、初診日から1年6ヶ月が経過する前に障害年金を受けられる可能性があります!!
- 人工肛門・人工ぼうこうを造設した方
- 心臓のペースメーカーを挿入した方 など

## 障害年金を受けるには？

### 1. 初診日時点の状況を思い出す

- ・障がいの原因となった病気やケガの初診年月日はいつか？
- ・どの医療機関を受診したか？
- ・その頃どの年金に加入していたか？



### 2. 年金窓口※に相談する

- ・受給資格(年金の納付要件など)を確認する。
  - ・必要書類をもらう。
- ※加入している年金や申請する時期によって、提出する書類が異なります。

### 3. 必要書類の記載

- ・医師に診断書を記載してもらう。
- ・本人が記載する書類を作成する。

### 4. 窓口に必要書類を提出

### 5. 審査

※審査～決定まで数ヶ月かかることがあります。

### 6. 支給の決定

## ※相談・申請窓口

初診日時点で加入していた年金の担当窓口に、相談・申請を行います。

- ◆ 障害基礎年金(国民年金): お住まいの市区町村役所の保険年金課  
\*お近くの年金事務所でもご相談が可能です。
- ◆ 障害厚生年金(厚生年金): 職場を管轄する年金事務所(旧社会保険事務所)
- ◆ 障害共済年金(共済年金): 各共済組合事務所

日本年金機構のホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> をご覧ください!

- 障害年金のパンフレットをダウンロードすることができます。



## 障害年金 Q&A

### Q1：収入があっても障害年金は支給されますか？

- ◆ 障害年金の受給要件を満たしていれば、仕事をしている方でも支給されます。
- ◆ 収入の多少によって障害年金が減額・停止されることはありません。  
(ただし、20歳前に初診日がある方には所得制限が設けられています)

### Q2：障害年金をもらうと、老齢年金をもらえなくなりますか？

- ◆ 障害年金を受給している方が老齢年金を受け取る年齢になったら、金額の多いほうを選んで受け取ることができます。
- ◆ その他、2つ以上の年金(寡婦年金、遺族年金など)を受けられるようになった場合には、お近くの年金事務所にご相談ください。

### Q3：傷病手当金を受けています。障害年金もあわせて受給できますか？

- ◆ 傷病手当金受給の原因となった病気と**同じ病気**で障害年金を請求する場合  
⇒年金額(日額に換算)よりも傷病手当金の方が多い場合、差額が支給されます。
- ◆ 傷病手当金受給の原因となった病気とは**異なる病気**で障害年金を請求する場合  
⇒傷病手当金と障害年金のどちらも**全額支給**されます。

### ミニ知識

### 年金は早めてもらえるの??

#### 《国民年金(老齢基礎年金)の繰上げ支給》

- 老齢年金は本来65歳から支給されますが、手続きにより60歳から繰り上げて受け取ることができます。ただし、生涯にわたり受け取る額が減額されます。
- 繰上げ支給を受けた場合、**障害基礎年金や寡婦年金を受けることができません**。

#### 《厚生(共済)年金の特別支給》

- 60～65歳までの方が受け取る「特別支給の老齢年金」があります。
- 厚生(共済)年金の加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格があることなどが、支給の要件になります。また、生年月日によって支給開始年齢が異なります。

窓口：国民年金のみ加入の方・・・お住まいの市区町村役所の国民年金課  
厚生年金の加入期間がある方・・・お近くの年金事務所(旧社会保険事務所)  
共済年金の加入期間がある方・・・各共済組合事務所



## 6. 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯・障がい者世帯または高齢者世帯などで、他の貸付制度を利用できない方に対し、社会福祉協議会が窓口になって資金の貸付と必要な相談・支援を行う制度です。

### どんな資金が借りられる？

- ◆生活費および一時的な資金
- ◆疾病の療養および療養期間中の生計維持に必要な経費
- ◆介護サービス、障がい者サービスを受けるのに必要な経費
- ◆住宅の増改築・転居、就職の仕度に必要な経費
- ◆高等学校、大学、専門学校に就学・入学するのに必要な経費 など

### 注意点

- 貸付が受けられるかどうかは、審査を経て決定します。
- 貸付制度のため、返済の必要があります。
- 貸付の内容、条件、上限額、利子、返済期間などは、資金の種類によって異なります。
- 原則として連帯保証人が1名必要となります。

### 相談・申込先

お住まいの市区町村の社会福祉協議会

◇札幌市内の社会福祉協議会◇

名称	所在地	電話番号
中央区社会福祉協議会	中央区南2条西10丁目 中央区民センター内	011-281-6113
北区社会福祉協議会	北区北24条西6丁目 北区役所内	011-757-2482
東区社会福祉協議会	東区北11条東7丁目 東区民センター内	011-741-6440
白石区社会福祉協議会	白石区本郷通3丁目南4-12 ふれあい会館内	011-861-3700
厚別区社会福祉協議会	厚別区厚別中央1条5丁目 厚別区民センター内	011-895-2483
豊平区社会福祉協議会	豊平区平岸6条10丁目 豊平区民センター内	011-815-2940
清田区社会福祉協議会	清田区平岡1条1丁目 清田区総合庁舎内	011-889-2491
南区社会福祉協議会	南区真駒内幸町2丁目 南区役所内	011-582-2415
西区社会福祉協議会	西区琴似2条7丁目 西区役所内	011-641-2400
手稲区社会福祉協議会	手稲区前田1条11丁目 手稲区役所内	011-681-2400

※実施主体：社会福祉法人 北海道社会福祉協議会



## 7. 傷病手当金

健康保険に加入している方が病気やけがのために会社を休み、事業主(会社)から給与が受けられない場合に支給される制度です。

### 支給を受ける条件

次のすべての条件を満たす必要があります。

1. 病気・ケガのため療養中である。
2. 治療のために、それまで従事していた仕事に就くことができない。
3. 3日以上連続して仕事を休んでいる。
4. 給与が支給されていないか、支給されていても傷病手当金の額より少ない。

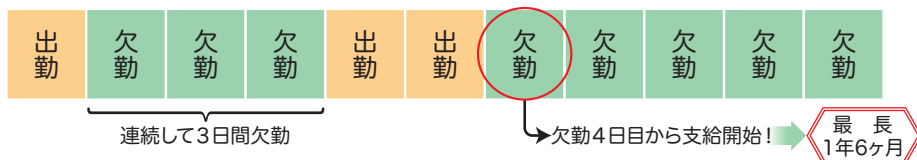
### 注意点

- 国民健康保険に加入している方、任意継続被保険者の方は、この制度を利用できません。ただし、要件を満たしていれば退職後も継続して受給できる場合があります(Q&A参照)。
- 詳しくは、職場の労務担当または保険証に記載のある保険者までご確認ください。

### 受給期間

連続して3日間以上仕事を休んでいる期間の4日目から最長1年6ヶ月の期間内で、休んだ日数分の手当が支給されます。

◇傷病手当金の支給まで◇



### 受給額

1日につき、標準報酬日額の6割に相当する額が支給されます。

### 手続き方法

- 「傷病手当金請求書」に会社の証明と担当医師の証明(療養の事実確認)を受けて、保険証に記載のある保険者へ提出します。
- 必要書類は保険者から取りよせますが、会社を通じて手続きを行う場合もありますので、職場の労務担当者にご確認ください。

## 傷病手当金 Q&A

### Q1：退職後も傷病手当金は支給されますか？

- ◆ 健康保険に加入している期間が1年以上あり、退職時に傷病手当金の受給資格がある場合（退職日までに連続3日間以上の病気欠勤）には、引き続き受給できます。
- ◆ 詳しくは各社会保険の窓口にお問い合わせください。

### Q2：傷病手当金が支給されたあと、体調が改善し出勤しましたが、再度体調が悪くなり仕事を休みました。もう一度、傷病手当金を受けられますか？

- ◆ 支給開始から1年6ヶ月までは受けられます（途中で出勤した期間は支給停止）。
- ◆ 病気が一旦**治癒**し、再び同じ病気で仕事ができなくなった場合には、その時点から新たに1年6ヶ月を上限として支給されます（傷病手当金の受給期間中に新たな病気が発生した場合も同様です）。
  - ※ 治癒とは・・・？  
治療の継続が必要なく、医師が就労可能と認め、現に治療をせず療養中止後一定期間仕事に服している状態です。

### Q3：障害年金（障害厚生年金、国民年金の障害基礎年金など）や労災年金を受けている場合、傷病手当金は支給されますか？

- ◆ 年金受給の原因となった病気と**同じ病気**で傷病手当金を請求する場合  
⇒年金額（日額に換算）よりも傷病手当金の方が多い場合、差額が支給されます。
- ◆ 年金受給の原因となった病気とは**異なる病気**で傷病手当金を請求する場合  
⇒上記の年金と傷病手当金のどちらも全額支給されます。

### Q4：退職後に、老齢年金（老齢厚生年金、老齢基礎年金など）を受けている場合、傷病手当金は支給されますか？

受けている年金を日額に換算した額（複数の老齢給付を受けるときは、その合算額）よりも傷病手当金の方が多い場合に限り、差額が支給されます。

## 8. 失業手当(基本手当)

雇用保険を納めていた人が仕事を辞め、働ける状態で、働く意思と能力を持ちながら職業に就くことができない状態にある場合に、失業中の生活の安定を図り、再就職を支援する目的で支給されます。

### 支給を受ける条件

次のすべての条件を満たすことが必要です。

1. **離職の日以前2年間に**、被保険者期間が通算して**12か月以上**ある。
2. 失業の状態にあり、ハローワークに求職の申込みをしている。
3. 働ける状態で、働く意欲があり、就職の努力をしているにもかかわらず、  
適当な仕事がないために就職できない状態にある。

### 注意点

以下の理由で離職した場合には、**離職の日以前1年間に**被保険者期間が通算して**6カ月以上**あることが要件となります。

- **特定受給資格者**: 倒産・解雇などにより、再就職の準備をする余裕なく離職を余議なくされた場合
- **特定理由離職者**: ①期間の定めのある労働契約が更新されなかった場合  
②正当な理由のある自己都合により離職された場合

### 受給できる日数

受給できる日数は、「離職日の満年齢」「雇用保険の被保険者期間」「離職の理由」によって、90日～360日の間で決められます。

### 受給額

離職日の直前6カ月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割った金額のおよそ5割～8割が支給されます。賃金の低い方ほど高い率となっています。

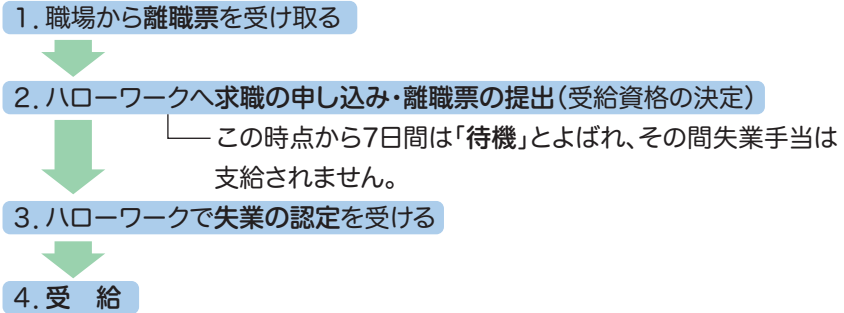
### 申請窓口

居住地を管轄するハローワーク(公共職業安定事業所)

申請に必要なもの

- ◆ 離職票(職場から交付してもらう)
- ◆ 顔写真2枚(たて3cm×よこ2.5cm)
- ◆ 振込を希望する銀行の預金通帳(キャッシュカード不可)
- ◆ 身分を確認できる証明書(運転免許証、住民票、健康保険証、身体障害者手帳など)

手続き～受給までの流れ



いつから受給できる?

退職理由によって、受給できるまでの期間が異なります。

- ◆ 事業主の都合による退職(解雇、倒産、定年など)
- ◆ 正当な理由のある自己都合による退職  
(病気、障害、親族の介護、結婚、育児など)

➡ 7日間の待機後、**8日目から**受給できます。

- ◆ 自己都合による退職
- ◆ 自分の重大な責任による理由で解雇された場合

➡ 7日間の待機に加えて、**3ヶ月間**が経過してから受給できます。

 受給期間の延長について

- 受給期間中に病気、けが、妊娠、出産、育児などで連続して30日以上働けなくなった場合には、その働くことのできない日数分だけ受給期間を延長できます(最長3年間)。
- ハローワークで手続きが必要です(代理人または郵送による手続きが可能です)。

## 9. 退職後の健康保険の選択

職場を退職して健康保険加入者の資格を喪失し、次にどの健康保険を選択したらよいか迷う場合があるかと思います。各健康保険の特徴や加入条件を参考に、選択しましょう。

	健康保険(協会けんぽ・組合健保)		国民健康保険	
	任意継続	被扶養者	一般被保険者	退職者医療
内容・特徴	退職後2年間に限り、今までと同じ保険給付が受けられる。	保険料の負担がなく、被扶養者として保険給付を受けられる。	加入日から保険適用の資格が得られる。	
加入条件	退職日前に2ヶ月以上の被保険者期間がある。	扶養に入りたい方が、 ①と②を満たしている。 ①被保険者本人の3親等以内(同居が条件になる親族の限定あり) ②年収130万円未満(60歳以上は180万円未満)で被保険者の年収の1/2未満。	居住地の市区町村に住民登録をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・64歳以下の方</li> <li>・厚生(共済)年金加入期間が20年以上。</li> <li>・老齢年金を受給している。</li> </ul>
保険料	在職中の2倍 *月額上限あり	被保険者のみ支払う	前年度の所得に応じて算出 *月額上限あり	
申請窓口	各保険者 *退職後20日以内	被保険者が加入する健康保険の保険者	市町村役所 保険年金課 *他健康保険の資格喪失後14日以内	

### ポイント

- ①国民健康保険と任意継続では、どちらの保険料が得になるか確認してから保険を選択するとよいでしょう。  
⇒国保の保険料は、市区町村役所の保険年金課にご確認ください。  
その際、前年度の収入が確認できるものをご用意ください。
- ②国民健康保険、任意継続被保険者の方は、傷病手当金の給付を受けることができません。ただし、在職中に健康保険に加入し受給の要件を満たしている方は、退職後に他の保険に切り替えた場合でも傷病手当金が受給できる場合があります(P.16のQ1参照)。



## 10. がん相談支援室のご案内

当院のがん相談支援室では、専任の看護師、ソーシャルワーカーがお話をうかがい、がんに関する疑問や悩みなどの解決に向けたお手伝いをしています。

ご相談内容によっては、院内外のお他職種と連携して対応します。

### 相談内容

たとえば…

- ◆ 病気や治療に関する不安や悩みがある。
- ◆ 退院後の生活や介護に不安がある。
- ◆ 在宅サービス(訪問看護・訪問診療・福祉用具など)について聞きたい。
- ◆ 自宅で医療処置(経管栄養、点滴等)が必要になったため不安がある。
- ◆ 介護保険、身障手帳などの社会福祉制度について知りたい。
- ◆ 医療費や生活費のことが心配。
- ◆ セカンドオピニオンや緩和ケアについての情報が欲しい。

…など不安なこと、心配なことがあれば、お気軽にご相談ください。

### 情報提供

がんに関するDVDの貸し出しや、冊子の配布などもしています。

どうぞお気軽にお立ち寄りください。

- 場 所：がん相談支援室  
(1階売店「りら」横 地域医療  
連携福祉センター内)
- 相談申し込み方法：予約制  
(直接または電話で申し込み)
- 電話番号：011-706-7040(直通)
- 受付時間：月～金(祝祭日除く)  
午前9時～午後4時
- 費 用：無 料



がん患者さんのための

## 医療・福祉制度 活用ガイド

～医療費・生活費・就労編～

---

発行年月日： 平成22年12月28日発行

発行： 北海道大学病院 がん相談支援室

編著： 北海道大学病院 医療ソーシャルワーカー一同

問い合わせ先： 北海道大学病院 がん相談支援室(地域医療連携福祉センター内)  
〒060-8648

北海道札幌市北区北14条西5丁目

TEL(直通)011-706-7040 FAX(直通)011-706-7963

ホームページURL：<http://www.huhp.hokudai.ac.jp>

参考資料： 「医療費のしくみ」(がんの社会学に関する合同研究班)

